笑顔でイキイキ！健康らんど

『インフルエンザ予防接種のお知らせ』

町保健福祉課健康推進係　保健師　阿部　由利子

町では、インフルエンザ予防接種を受ける方のうち、定期の予防接種に該当する方等に接種費用の補助を行います。（後記、接種費用補助対象者を参照）

今年度は、昨年度までのいわゆる新型インフルエンザと従来からある季節性インフルエンザの両方に対応するワクチンを接種します。

通常、インフルエンザの流行は、1月上旬から3月上旬が中心です。

そのため、予防接種を受けて効果を維持する期間が接種後約2週間後から約5ヶ月とされていますので、より効果性を高めるために10月から12月中旬までに予防接種を済ませるようにしましょう。

【接種対象者】

接種を希望する方

【接種費用補助対象者】

①接種を受ける月に満65歳以上の方、接種を受ける月に満60～65歳未満の方であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方のうち生活保護世帯以外の方。（1人1回につき自己負担千円程度）

②接種を希望する生活保護世帯の方。（概ね13歳未満は1人2回、13歳以上は1人1回、自己負担無料）ただし、接種する前に保健福祉会館で手続きが必要です。

★接種費用補助対象外の方は、全額自己負担となりますので、直接医療機関へ予約、料金等の確認をしてから受けてください。

★接種費用補助対象となる方のうち、やむを得ない理由により、町外で接種予定の方は、事前に保健福祉会館での手続きが必要です。

※町内での予防接種実施医療機関等詳細が決まり次第、新聞チラシ折込み（10月上旬折込み予定）でお知らせします。

※チラシをご覧になりたい方は、10月11日以降、保健福祉会館の窓口で配布します。

詳細は、保健福祉会館内健康推進係まで（☎22－1144）

いつまでもみんな生き生き

「10月1日は福祉用具の日」

福祉用具は、高齢者や障がい者の日常生活や社会参加にとって大切なものです。しかし、一般的にはなじみが薄く、このような用具があることを知らなかったり、周囲の目を気にして利用をためらうことも多いのではないのでしょうか？

介護や介助が必要になった時、福祉用具を上手く利用することで、自分で身の回りのことが出来るようになったり、介護者の介護負担を軽くすることが期待できます。

介護保険のサービスでは、要介護・要支援の認定を受けると、次の用具をレンタル・購入することが出来ます。（1割の自己負担があります）

【福祉用具のレンタル】

①車いす
②車いす付属品（クッション等）
③特殊寝台（電動ベッド等）
④特殊寝台付属品（サイドレール等）
⑤床ずれ防止用具（エアマット等）
⑥体位交換器
⑦手すり（工事を伴わないもの）
⑧スロープ（工事を伴わないもの）
⑨歩行器
⑩歩行補助つえ
⑪認知症高齢者徘徊感知器
⑫移動用リフト（つり具を除く）

※①～⑥、⑪～⑫は原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

【福祉用具の購入】

①腰掛便座（ポータブルトイレ等）
②入浴補助用具（シャワーチェア等）
③特殊尿器
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具

視力が低下したら眼鏡を使うように、身近な生活用具となっていくようにと、平成14年から10月1日は「福祉用具の日」となりました。

色々な種類や用途の福祉用具がありますので、お気軽にご相談を！

■地域包括支援センター（保健福祉会館内）☎23－0100